

**赤磐市再生可能エネルギー導入目標策定業務
公募型プロポーザル実施説明書**

令和6年6月

赤磐市

赤磐市再生可能エネルギー導入目標策定業務 公募型プロポーザル実施説明書

本説明書は、赤磐市が実施する赤磐市再生可能エネルギー導入目標策定業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 件名

赤磐市再生可能エネルギー導入目標策定業務

(2) 業務目的・内容

地域における再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や、目標を実現するための具体的施策等を検討することを目的として、「赤磐市再生可能エネルギー導入目標策定業務」を実施する。詳細は、別紙「赤磐市再生可能エネルギー導入目標策定業務仕様書」のとおり。

(3) 期間

契約日から令和7年1月15日（水）まで

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

金 10,461千円（消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案価格は上記提案上限額を超えてはならない。

2 実施形式

公募型プロポーザル

【担当部署】

赤磐市市民生活部環境課

〒709-0898 赤磐市下市344番地

電 話：086-955-5347

FAX：086-956-3016

E-mail：kankyo@city.akaiwa.lg.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でない

こと。

- (6) 参加申込書提出の時点において、国税、都道府県税、赤磐市税を滞納している者でないこと。
- (7) 岡山県内に本社又は支店を登記している企業であること。(共同申請の場合は代表事業者が左記条件を満たす者であること。)
- (8) 過去 5 年間に於いて、本業務と同様の業務委託を地方自治体等から受注した実績があること。
- (9) 本業務の管理技術者は、技術士(環境部門)又はエネルギー管理士の資格を有すること。
- (10) 共同企業体で参加申込をする場合には、以下要件を全て満たしていること。
 - ① 共同企業体の構成は3者以内とすること。
 - ② 共同企業体の代表構成員が担当者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員と重複していないこと。
 - ④ 共同企業体の代表構成員については、上記(1)～(7)の要件を満たすこと。
 - ⑤ 共同企業体のその他構成員については、上記(1)～(6)の要件を満たすこと。また、(8)及び(9)については代表構成員を含む全ての構成員のうち少なくとも1者以上が満たしていること。

4 スケジュール

項目	日程
公募開始(公告日)	令和6年6月19日(水)
質疑受付期限	令和6年6月27日(木)午後5時まで
質疑回答期限	令和6年7月1日(月)
参加申込書提出期限	令和6年6月27日(木)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年7月11日(木)午後5時まで
審査(プレゼンテーション)	令和6年7月17日(水)
選考結果通知	令和6年7月19日(金)予定

5 参加申込手続

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル方式提案参加申込書(様式第1号)
- ② (代理人を定める場合)委任状(様式第2号)
- ③ 会社概要がわかる書類
会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可
- ④ 業務実績調書(様式第3号)
- ⑤ 誓約書(様式第4号)
- ⑥ 法人登記簿謄本
法務局で発行する「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」でも可能とする。
- ⑦ 決算書又は財務諸表
直近事業年度の決算書又は財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
- ⑧ 使用印鑑届出書(様式第5号)
- ⑨ 印鑑証明書(法人代表者印)
- ⑩ 未納がないことを証明する書類
直近の国税(所得税、消費税及び地方消費税)、(契約先の所在地が岡山県の場合は)岡山県民税

(全ての税目)、(契約先の所在地が赤磐市の場合は) 赤磐市税(全ての税目)の納税証明書等を提出すること。代表者が赤磐市税を賦課されている場合は、その全ての税目についても納税証明書等を提出すること。

⑪ 資格を有することを証する書類(任意様式)

⑫ (共同企業体で参加申込する場合) 共同企業体構成表(様式第6号)

※⑤～⑩については、令和5年度赤磐市入札参加資格名簿に記載されている者は提出不要とする。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和6年6月27日(木)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出期限 令和6年6月27日(木)午後5時必着

(5) 提出場所 赤磐市市民生活部環境課

(6) 参加資格審査結果通知 令和6年7月1日(月)に書面にて発送する。

6 質疑・回答

(1) 受付期間 令和6年6月19日(水)から令和6年6月27日(木)午後5時まで

(2) 受付方法 質問内容を質問書(様式第7号)に記入の上、令和6年6月27日(木)午後5時までに電子メールにて赤磐市市民生活部環境課へ下記メールアドレス宛てに提出すること。

※電子メールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

(3) 回答方法 公平性を保つため、令和6年7月1日(月)までに質問に対する回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

(4) 提出先 赤磐市役所市民生活部環境課

メールアドレス:kankyo@city.akaiwa.lg.jp

7 企画提案書等の提出

令和5年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」交付規程を熟読し、補助金の目的に合った提案をすること。

(1) 提出書類

① 企画提案書(表紙)

② 企画提案(本編)

評価事項ごとの説明ができるように提案することとし、業務遂行のための工程表を示すこと。

③ 見積書

見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

④ その他参考資料

※本編は企画提案書のみで完結し、参考資料がなくても説明できること。

(2) 提出部数 10部

(3) 提出期限 令和6年7月11日（木）午後5時まで

(4) 提出方法 持参又は郵送すること。

持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和6年7月11日（木）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(5) 提出場所 赤磐市役所市民生活部環境課

(6) その他 参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

8 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容、見積書等を比較・検討し、総合的に審査・採点することにより、最高点となった受託候補者1者及び次点者1者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和6年7月17日（水）

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所

赤磐市津崎197-1

赤磐市環境センター 3階大会議室

(3) プレゼンテーション

① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

② プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

③ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。

④ プレゼンテーションは企画提案書又は企画提案書の抜粋をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

⑤ プレゼンテーションの時間は30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）以内とする。準備、片付けの時間は別途5分とする。

⑥ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。ただし、スクリーンは本市が用意する。

⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

9 審査及び選考

提案者から提出された提案書の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点割合（％）
1	企画提案書に対する 評価	取組方針の妥当性	10
		地域特性の理解	10
		再生可能エネルギー導入ポテンシャル 調査	5

		温室効果ガス排出量推計及び目標設定	10
		施策及び取組の立案	10
		推進体制及び進捗管理方法	5
		企画提案書及びプレゼン	5
2	業務実施体制及び実績	管理責任者・担当者	5
		同種・類似業務の実績・経験	10
3	価格	提案価格の妥当性	10
4	創意工夫/自由提案	仕様書以外で有益な提案等	20

1 0 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお、応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表することとし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

1 1 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合
- (7) 評価点の合計点数が基準点に満たない場合

1 2 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整の上確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。上記のほか、本業務に係る契約手続は、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

1 3 その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。

- (3) 提案については、1 事業者につき 1 提案とする。
- (4) 提案参加者が 1 者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1 者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (9) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例(平成 17 年条例第 8 号)に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第 7 条第 5 号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。